

2025 年 4 月 1 日

吸収分割に係る事後備置書面

(会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び会社法第 801 条第 3 項第 2 号並びに会社法施行規則第 189 条に基づく開示事項)

東京都港区港南二丁目 15 番 3 号
NEC キャピタルソリューション株式会社
代表取締役社長 菅沼 正明

東京都港区港南二丁目 15 番 3 号
NCS アールイーキャピタル株式会社
代表取締役社長 新井 貴

NEC キャピタルソリューション株式会社（以下「分割会社」といいます。）及び分割会社の完全子会社である NCS アールイーキャピタル株式会社（以下「承継会社」といいます。）は、2025 年 1 月 31 日付けで締結した吸収分割契約に基づき、2025 年 4 月 1 日を効力発生日として、分割会社の(i)不動産関連事業のうち不動産投融資事業、並びに(ii)再生可能エネルギー関連事業のうちリース事業及び投融資事業に関して有する権利義務の一部を、承継会社に承継させる吸収分割（以下「本分割」といいます。）を行いました。

本分割に関し、会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び会社法第 801 条第 3 項第 2 号並びに会社法施行規則第 189 条に基づき開示すべき事項は、以下のとおりです。

1. 吸収分割が効力を生じた日

2025 年 4 月 1 日

2. 分割会社における次に掲げる事項

(1) 会社法第 784 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

本分割は、会社法第 784 条第 2 項に規定する簡易吸収分割に該当するため、該当事項はありません。

(2) 会社法第 785 条の規定による手続の経過

本分割は、会社法第 784 条第 2 項に規定する簡易吸収分割に該当するため、該当事項はありません。

(3) 会社法第 787 条の規定による手続の経過

本分割において、会社法第 787 条第 1 項第 2 号の要件を満たす新株予約権が存在しないため、該当事項はありません。

(4) 会社法第 789 条の規定による手続の経過

分割会社は、承継会社への債務の承継を重疊的債務引受の方法により行っているため、会社法第 789 条の規定による手続は行っておりません。

3. 承継会社における次に掲げる事項

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

承継会社の株主は分割会社のみであり、会社法第 796 条の 2 の規定に基づく本分割の差止めの請求はありませんでした。

(2) 会社法第 797 条の規定による手続の経過

承継会社の株主は分割会社のみであり、会社法第 797 条の規定に基づく株式買取請求はありませんでした。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過

承継会社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2025 年 2 月 14 日付の官報及び日刊工業新聞へ公告を掲載しましたが、債権者からの異議の申述はありませんでした。

4. 吸収分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

承継会社は、本分割の効力発生日である 2025 年 4 月 1 日をもって、分割会社の (i)不動産関連事業のうち不動産投融資事業、並びに(ii)再生可能エネルギー関連事業のうちリース事業及び投融資事業に関して有する権利義務の一部を承継しました。

5. 会社法第 923 条の変更の登記をした日

2025 年 4 月 1 日（予定）

6. そのほか、吸収分割に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上